

◆保税蔵置場においてWチェックの分析及び非違の未然防止等について◆

前回の【寄稿①】では、非違の防止策として、作業手順の踊り場チェック、荷揃えの励行、ヒヤリハット事例の共有化を紹介しましたが、今回はWチェックの分析、非違の未然防止、そして最後に保税蔵置場における基本動作（保税蔵置場において“やってはいけないこと” & “やらなければならないこと”）の確認で、まとめたいと思います。

最初にWチェックについてですが、以下は厚労省HPからの京大附属病院「Wチェックの有効性を再考する」等を参考にまとめたものです。

【定義】

Wチェックとは、「チェックリストの同じチェック項目を複数人で確認すること。」（広義には一人で複数回チェックする場合も含む、ミスが発覚した場合に改善策で多用される）

○ Wチェックの問題点

- ① 人手と時間がかかり、繁忙期には他の業務を中断することになる。
- ② Wチェックすることだけが目的となり、チェックが流れ作業化する。
- ③ 依頼心が生じて自らのチェックに隙が生まれる。
- ④ 時間に余裕がないと、深度あるチェックができない。
- ⑤ チェックの前に先入観（思い込み）が生じている。
- ⑥ 仕事の習熟度の違いによりチェック内容に差が生じる。

○ Wチェックエラーの対策

※エラー(error) = ミス(miss)

- ① ミスの原因を当事者のせいにししない。背景等も含め広く追及する。（深度ある分析）
- ② チェックリストの重要チェック箇所の整理。（重点化）
- ③ 間違いがあるという目線で始める。（思い込みの排除）
- ④ クリアーシートの利用。（様々な工夫）
- ⑤ 担当者全員参加体制によるマンネリ化の防止。（視点の多様化）
- ⑥ 時間や心に余裕を持ってチェックを行う。
- ⑦ 指差確認・確認喚呼。
- ⑧ ミスを教訓として保存し共有化を図る。
- ⑨ マーカーペン等を使用し確認箇所を識別化する。

○ Wチェックヒューマンエラーの原因

先入観（思い込み）、見落とし、判断ミス、注意力（集中力）の低下、手抜き等

有効なWチェックを行うために、

- 「独立した」Wチェックを行う。(雑事、雑心から乖離)
- 「賢明な方法」でWチェックを行う。(メリハリ、重点化)
- 「Wチェックに頼らない」他の方法も組み合わせる。
(エラーリスクの最小化)

次は非違の未然防止について

一旦非違が発生してしまうと、非違への対応、原因の徹底調査、税関への報告改善策(再発防止)の策定等、多大な作業が発生します。特に税関への第1報は特に大切に、その後の処理に大きな影響を与えます。また、この非違で処分を受けた場合は、関税法基本通達48-1別表2加算点数表②が重くのしかかることになります。

非違は未然防止がすべてです。そのためには非違防止策のブレインストーミングが有効です。いつでもどこでも防止策のアイデアが浮かんだら、周りの人たちに提案してみてもはどうでしょうか。ミーティング等でたくさんのアイデアが出たら、これを整理することで、有効な非違の防止策が構築されるはずですよ。

最後は保税蔵置場における基本動作です。

(保税蔵置場において“やってはいけないこと” & “やらなければならないこと”)

- “やってはいけないこと”
 - ① 貨物の関係書類が整っていないにもかかわらず、搬入作業を行うこと。
 - ② 搬入作業に担当者が立ち会わないこと。
 - ③ 搬入時に貨物に些細な異常があっても、責任者等に連絡しないこと。
 - ④ 作業手順書以外の作業や、手順の一部を省略すること。
 - ⑤ 搬出貨物の許可・承認書等を自分の目で確認せずに搬出作業を行うこと。
 - ⑥ 荷揃えを行わずに搬出すること。
 - ⑦ 内取りの搬出後に在庫確認を行わないこと。
 - ⑧ 在庫貨物の棚卸を先延ばしにすること。
 - ⑨ 貨物の蔵置期間の管理を怠ること。
 - ⑩ 差し札の管理を怠ること。
 - ⑪ 一時的な荷繰り等のため保税地域外に貨物を置くこと。
 - ⑫ 事故貨物の蔵置管理を怠ること。
 - ⑬ 夜間・休日等の貨物のセキュリティ管理を怠ること。
 - ⑭ NACCSへの搬入登録(記帳)を怠ること。
 - ⑮ NACCSからの管理資料の取出しを怠ること。
 - ⑯ NACCSへの搬出登録(MHO)を怠ること。
 - ⑰ NACCSへの搬出確認登録(BOB)を怠ること。
 - ⑱ 関係書類の整理・保管を怠ること。

- ⑱ 報告・連絡・相談のタイミングを誤ること。
- ⑲ 社内研修を担当者が受けないこと。
- ⑳ 社内研修の実施記録を怠ること。
- ㉑ 内部監査の指導・指摘事項があったとしても改善しないこと。
- ㉒ 事前の届出事務（増減坪・工事）を失念すること。
- ㉓ 事後の届出事務（役員・担当者の変更）を失念すること。
- ㉔ チェックリストを使用する場合にチェック漏れを放置すること。

◎ “やらなければならないこと”

- ① 保稅業務担当者一人一人がコンプライアンス（法令遵守）意識を強く持つこと。
- ② 保稅業務担当者は必要とされる関稅法等の關係法令の習熟に努めること。
- ③ 同一非違・事故を繰返さないこと。
- ④ 輸出入してはならない貨物の種類を理解しておくこと。
- ⑤ 他法令（特に食品衛生法、植物防疫法、ワシントン条約）貨物を意識しておくこと。
- ⑥ 保稅制度の役割（貿易秩序の維持、国民生活の安全・安心等）の理解を深めること。
- ⑦ 地震、火災、台風等の自然災害時の外国貨物の保全措置を構築しておくこと。
- ⑧ 搬入後、外国貨物の改装行為は「貨物取扱」に該当することを意識しておくこと。
- ⑨ 外国貨物が亡失した場合の処理（税関への通報、亡失届）を速やかに行うこと。
- ⑩ N A C C Sを使用して保稅業務を適正かつ確實に行う能力を身に付けること。

よろしければ社内研修やミーティング等で（参考に）使用していただけたら幸甚です。

投稿者：伊藤正英（サポーター）

（以上）